

**令和8年度**

一般会計  
特別会計  
水道事業会計  
下水道事業会計

**予算・予算説明書**

**武藏野市**

## 総 目 次

### 予 算

令和8年度武藏野市一般会計予算	1
令和8年度武藏野市国民健康保険事業会計予算	9
令和8年度武藏野市後期高齢者医療会計予算	13
令和8年度武藏野市介護保険事業会計予算	15
令和8年度武藏野市水道事業会計予算	19
令和8年度武藏野市下水道事業会計予算	23

### 予算説明書

#### 一般会計

1 総 括	29
2 歳 入	33
3 歳 出	87

#### 特別会計

特別会計総括	391
国民健康保険事業会計	397
後期高齢者医療会計	427
介護保険事業会計	443

水道事業会計	471
--------	-----

下水道事業会計	513
---------	-----

# 予 算 説 明 書 目 次

## 一般会計

1 総括		
(歳入)	.....	30
(歳出)	.....	31
2 歳入		
(1) 市 稅	.....	34
(2) 地 方 譲 与 税	.....	36
(3) 利子割交付金	.....	38
(4) 配当割交付金	.....	38
(5) 株式等譲渡所得割交付金	.....	38
(6) 法人事業税交付金	.....	38
(7) 地方消費税交付金	.....	40
(8) 環境性能割交付金	.....	40
(9) 地方特例交付金	.....	40
(10) 地方交付税	.....	40
(11) 交通安全対策特別交付金	.....	42
(12) 分担金及び負担金	.....	42
(13) 使用料及び手数料	.....	42
(14) 国庫支出金	.....	48
(15) 都支 出 金	.....	56
(16) 財産 収 入	.....	72
(17) 寄附金	.....	72
(18) 繰入金	.....	74
(19) 繰越金	.....	76
(20) 諸収入	.....	76
(21) 市債	.....	82
3 歳出		
(1) 議会費	.....	88
(2) 総務費	.....	90
(3) 民生費	.....	164
(4) 衛生費	.....	226
(5) 労働費	.....	256
(6) 農業費	.....	258
(7) 商工費	.....	264
(8) 土木費	.....	272
(9) 消防費	.....	306

(10) 教育費	314
(11) 公債費	368
(12) 諸支出金	370
(13) 予備費	370
給与費明細書	372
債務負担行為に関する調書	382
地方債に関する調書	387

## 特別会計

特別会計総括	391
国民健康保険事業会計	397
後期高齢者医療会計	427
介護保険事業会計	443

## 水道事業会計

予算実施計画	472
予算実施計画明細書	474
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	494
給与費明細書	495
予定貸借対照表（当年度分）	502
予定損益計算書（当年度分）	504
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	505
予定貸借対照表（前年度分）	506
予定損益計算書（前年度分）	508
注記	509

## 下水道事業会計

予算実施計画	514
予算実施計画明細書	518
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	534
給与費明細書	535
債務負担行為に関する調書	542
予定貸借対照表（当年度分）	544
予定損益計算書（当年度分）	546
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	547
予定貸借対照表（前年度分）	548
予定損益計算書（前年度分）	550
注記	551

## 令和8年度武藏野市一般会計予算

令和8年度武藏野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,227,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和8年2月24日提出

東京都武藏野市長 小美濃 安 弘

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 市 税		48,638,794 千円
1 市 民 税		24,964,123
2 固 定 資 産 税		18,981,039
3 軽 自 動 車 税		57,788
4 市 た ば こ 税		854,000
5 事 業 所 税		641,000
6 都 市 計 画 税		3,140,844
2 地 方 講 与 税		201,200
1 地 方 挿 発 油 講 与 税		38,600
2 自 動 車 重 量 講 与 税		145,600
3 森 林 環 境 講 与 税		17,000
3 利 子 割 交 付 金		234,600
1 利 子 割 交 付 金		234,600
4 配 当 割 交 付 金		536,500
1 配 当 割 交 付 金		536,500
5 株 式 等 講 渡 所 得 割 交 付 金		816,000
1 株 式 等 講 渡 所 得 割 交 付 金		816,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		1,113,700
1 法 人 事 業 税 交 付 金		1,113,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金		4,268,000
1 地 方 消 費 税 交 付 金		4,268,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		100
1 環 境 性 能 割 交 付 金		100
9 地 方 特 例 交 付 金		128,100
1 地 方 特 例 交 付 金		128,100
10 地 方 交 付 税		100
1 地 方 交 付 税		100
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,500
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,500
12 分 担 金 及 び 負 担 金		23,955
1 負 担 金		23,955

款	項	金額
13 使用料及び手数料		1,497,395 千円
	1 使用料	789,545
	2 手数料	707,850
14 国庫支出金		12,328,611
	1 国庫負担金	10,715,702
	2 国庫補助金	1,584,504
	3 委託金	28,405
15 都支出金		11,323,881
	1 都負担金	3,509,078
	2 都補助金	7,460,685
	3 委託金	354,118
16 財産収入		699,932
	1 財産運用収入	699,695
	2 財産売払収入	237
17 寄附金		2,422,100
	1 寄附金	2,422,100
18 繰入金		5,438,099
	1 特別会計繰入金	284,787
	2 基本金繰入金	5,153,312
19 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
20 諸収入		1,543,433
	1 延滞金、加算金及び過料	24,510
	2 市預金利息	5,795
	3 貸付金元利収入	155,798
	4 受託事業収入	931,624
	5 収益事業収入	60,000
	6 雜入	365,706
21 市債		2,300,000
	1 市債	2,300,000
歳入合計		94,227,000

## 歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		518,744 千円
	1 議 会 費	518,744
2 総 務 費		13,923,354
	1 総 務 管 理 費	8,307,971
	2 徴 稅 費	905,771
	3 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費	718,262
	4 選 举 費	61,437
	5 統 計 調 査 費	31,615
	6 市 民 活 動 費	3,817,771
	7 監 査 委 員 費	80,527
3 民 生 費		39,190,697
	1 社 会 福 祉 費	16,555,675
	2 児 童 福 祉 費	18,075,005
	3 生 活 保 護 費	4,560,017
4 衛 生 費		8,414,020
	1 保 健 衛 生 費	4,505,777
	2 清 掃 費	3,908,243
5 労 働 費		52,812
	1 労 働 諸 費	52,812
6 農 業 費		79,491
	1 農 業 費	79,491
7 商 工 費		3,761,152
	1 商 工 費	3,761,152
8 土 木 費		8,803,691
	1 土 木 管 理 費	868,913
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,151,999
	3 都 市 計 画 費	2,987,517
	4 住 宅 費	553,016
	5 緑 化 公 園 費	1,242,246
9 消 防 費		2,493,293
	1 消 防 費	2,493,293

款	項	金額
10 教育費		15,324,543 千円
	1 教育総務費	2,471,525
	2 小学校費	5,218,538
	3 中学校費	956,722
	4 特別支援教育費	277,611
	5 社会教育費	2,554,520
	6 保健体育費	1,864,802
	7 学校給食費	1,980,825
11 公債費		1,465,800
	1 公債費	1,465,800
12 諸支出金		99,403
	1 土地開発公社費	99,403
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		94,227,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎非常用発電設備更新工事	令和9年度	259,550 千円
吉祥寺南町コミュニティセンター移転整備基本・実施設計等業務	令和9年度	86,659
吉祥寺南町コミュニティセンター解体工事	令和9年度	165,110
吉祥寺西コミュニティセンター大規模改修工事	令和9年度	34,700
けやきコミュニティセンター大規模改修工事	令和9年度	126,308
武蔵野公会堂改修等工事監理業務	令和9年度	57,702
武蔵野クリーンセンター運営事業	令和9年度から 令和18年度まで	7,139,174
保健センター増築及び複合施設整備工事	令和9年度から 令和11年度まで	6,162,749
市道第17号線電線共同溝設置工事	令和9年度	138,261
市道第129号線道路整備工事	令和9年度	75,132
三鷹駅北口下りエスカレーター更新工事	令和9年度	44,724
消防団第2分団詰所改築工事	令和9年度から 令和10年度まで	195,689
大野田小学校空調設備更新工事	令和9年度から 令和10年度まで	380,778

事項	期間	限度額
井之頭小学校改築工事	令和9年度から 令和11年度まで	千円 9,632,350
第四中学校校舎棟外壁改修工事	令和9年度	99,462
第四中学校校舎棟屋上防水改修工事	令和9年度	27,557
旧赤星鉄馬邸保存・復原設計業務	令和9年度から 令和10年度まで	64,996
旧赤星鉄馬邸外構及び庭園内整備設計業務	令和9年度から 令和10年度まで	12,816
市営プール更新基本・実施設計業務	令和9年度	113,858
武藏野総合体育館大規模改修工事	令和9年度から 令和10年度まで	6,321,661
北町調理場調理室空調設備設置工事	令和9年度から 令和10年度まで	175,577
武藏野市土地開発公社の公共用地先行取得事業	令和8年度から 令和17年度まで	武藏野市土地開発公社が取得した用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	令和8年度から 令和17年度まで	武藏野市が武藏野市土地開発公社に委託した業務につき公社が融資を受けた元金及び利子

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
武藏野公会堂改修事業	千円 350,000	証書借入れ 又は証券發行	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。
小学校改築事業	1,600,000			
総合体育館改修事業	350,000			
合 計	2,300,000			

## 令和8年度武藏野市国民健康保険事業会計予算

令和8年度武藏野市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,717,484千円と定める。  
2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和8年2月24日提出

東京都武藏野市長 小美濃 安 弘

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 国民健康保険税		3,385,561 千円
	1 国民健康保険税	3,385,561
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 都支出金		8,435,375
	1 都補助金	8,435,375
4 繰入金		1,857,512
	1 一般会計繰入金	1,857,512
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		29,035
	1 延滞金、加算金及び過料	20,020
	2 市預金利息	1
	3 雜入	9,014
歳入合計		13,717,484

## 歳 出

款	項	金額
1 総務費		80,390 千円
	1 総務管理費	28,554
	2 徴 税 費	51,836
2 保険給付費		8,321,040
	1 療養諸費	7,241,901
	2 高額療養費	1,018,810
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	39,000
	5 葬祭諸費	7,000
	6 結核精神医療給付金	13,679
	7 傷病手当金	500
3 国民健康保険事業費納付金		5,112,007
	1 医療給付費分	3,273,667
	2 後期高齢者支援金等分	1,255,258
	3 介護納付金分	464,942
	4 子ども・子育て支援納付金分	118,140
4 保健事業費		144,547
	1 特定健康診査等事業費	113,720
	2 保健事業費	30,827
5 諸支出金		49,500
	1 償還金及び還付金	49,500
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		13,717,484

令和8年度武藏野市後期高齢者医療会計予算

令和8年度武藏野市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,051,949 千円と定める。  
2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 保険料		3,197,736 千円
	1 後期高齢者医療保険料	3,197,736
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		1,701,688
	1 一般会計繰入金	1,701,688
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		151,523
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 受託事業収入	117,306
	4 雜入	31,616
歳入合計		5,051,949

## 歳 出

款	項	金額
1 総務費		26,532 千円
	1 総務管理費	26,532
2 分担金及び負担金		4,803,872
	1 広域連合負担金	4,803,872
3 保健事業費		185,956
	1 保健事業費	136,156
	2 葬祭諸費	49,800
4 諸支出金		30,589
	1 償還金及び還付加算金	5,601
	2 一般会計繰出金	24,988
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		5,051,949

令和8年度武藏野市介護保険事業会計予算

令和8年度武藏野市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,557,824千円と定める。  
2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 保 険 料		3,000,219 千円
	1 介 護 保 険 料	3,000,219
2 使 用 料 及 び 手 数 料		100
	1 使 用 料	90
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		2,724,896
	1 国 庫 負 担 金	2,243,288
	2 国 庫 補 助 金	481,608
4 支 払 基 金 交 付 金		3,466,260
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,466,260
5 都 支 出 金		1,964,267
	1 都 負 担 金	1,896,315
	2 都 補 助 金	67,952
6 財 産 収 入		12,074
	1 財 産 運 用 収 入	12,074
7 繰 入 金		2,388,808
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,180,513
	2 基 金 繰 入 金	208,295
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 諸 収 入		200
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	160
	2 雜 入	40
歳 入 合 計		13,557,824

## 歳 出

款	項	金額
1 総務費		416,881 千円
	1 総務管理費	416,881
2 保険給付費		12,737,244
	1 保険給付費	12,737,244
3 地域支援事業費		373,381
	1 地域支援事業費	373,381
4 基本金積立金		12,074
	1 基本金積立金	12,074
5 諸支出金		15,244
	1 償還金及び還付加算金	5,330
	2 一般会計繰出金	9,914
6 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		13,557,824

## 令和8年度武藏野市水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	92,936栓
(2) 年間総給水量	16,335,551立方メートル
(3) 1日平均給水量	44,755立方メートル

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	入
第1款 水道事業収益	3,891,839千円
第1項 営業収益	3,799,307千円
第2項 営業外収益	92,530千円
第3項 特別利益	2千円
	出
第1款 水道事業費	3,838,741千円
第1項 営業費用	3,759,527千円
第2項 営業外費用	78,212千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	1,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額862,767千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額85,290千円、減債積立金22,159千円、建設改良積立金148,344千円、過年度分損益勘定留保資金42,869千円並びに当年度分損益勘定留保資金564,105千円で補填するものとする。）。

	入
第1款 資本的収入	477,692千円
第1項 企業債	358,757千円
第2項 固定資産売却代金	1千円

第3項 負担金	118,934千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,340,459千円
第1項 建設改良費	1,096,637千円
第2項 企業債償還金	242,822千円
第3項 予備費	1,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	358,757 千円	証書借入れ又は 証券発行の方法 による。  起債の時期は令和8年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

#### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

#### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

#### (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 271,556千円
- (2) 交際費 10千円

#### (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、66,825千円と定める。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

東京都武藏野市長 小美濃 安 弘

## 令和8年度武藏野市下水道事業会計予算

### (総則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量                | 16,352,664立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量              | 44,802立方メートル     |
| (3) 主要な建設改良事業             |                  |
| ア　ストックマネジメント推進事業（改築等（委託）） | 224,150千円        |
| イ　ストックマネジメント推進事業（改築（工事））  | 249,838千円        |

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 下水道事業収益	3,150,704千円
第1項 営業収益	2,613,089千円
第2項 営業外収益	537,613千円
第3項 特別利益	2千円

#### 支 出

第1款 下水道事業費用	3,114,222千円
第1項 営業費用	2,936,664千円
第2項 営業外費用	175,557千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額429,804千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,804千円並びに過年度分損益勘定留保資金405,000千円で補填するものとする。）。

#### 収 入

第1款 資本的収入	797,567千円
第1項 企業債	398,800千円

第2項	出資金	25,098千円
第3項	補助金	193,155千円
第4項	負担金等	180,513千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
	支 出	
第1款	資本的支出	1,227,371千円
第1項	建設改良費	857,195千円
第2項	固定資産購入費	330千円
第3項	企業債償還金	368,846千円
第4項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	398,800 千円	証書借入れ又は 証券発行の方法 による。  起債の時期は令和8年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(217,252千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

東京都武藏野市長 小美濃 安 弘